

令和4年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年11月25日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時50分開会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 15名
 - 1番・北原 浩美
 - 2番・鹿野 直子
 - 3番・柿木 和恵
 - 4番・佐藤 慎二
 - 5番・秦 真一
 - 7番・湯浅 光二
 - 8番・高倉 伸淳
 - 10番・宮嶋 睦子
 - 13番・浅沼 博実
 - 14番・只石 博幸
 - 15番・一宮 敏昭
 - 16番・清水 利秋
 - 17番・石尾 卓也
 - 18番・山田 孝
 - 19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員
 - 6番・外川 守
 - 9番・松木 一幸
 - 11番・平 克洋
 - 12番・鷺尾 勲
- 6 事務局職員
 - 野谷事務局長
 - 大谷副主幹
 - 石山主任
 - 小浜事務局次長
 - 稲場主査
 - 正部川主任
 - 西村副主幹
 - 荒主査
 - 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 10番・宮嶋 睦子 13番・浅沼 博実
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領第8条第2項の規定に基づく参考賃借料について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和4年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、15名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に、6番外川委員、9番松木委員、11番平委員、12番鷺尾委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 10番宮嶋委員、13番浅沼委員の両委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が5件で、地区の内訳は江神地区2件、西神楽地区1件、東旭川地区2件となっております。
- 内容でございますが、番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を農福連携により、営利を目的としない法人である譲受人が取得するものでございます。
- 番号3番及び4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号5番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- なお、番号1番及び2番につきましては、農福連携による案件であるため、

調査書に記載されている法令の規定に基づき、譲受人は全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件、下限面積要件に該当する場合であっても、不許可の例外として扱われることとなります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（石山主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の3ページ番号1を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、携帯電話基地局設置に伴う資材置場の設置をするため、使用貸借権を設定し、一時転用するものであります。
続いて、議案補足資料7ページの位置図を御覧ください。
申請地は永山支所から北東へ約1.5kmに位置します。
次に、資料8ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には作業員通路、資材置場等が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料9ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料11ページ及び12ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
続きます。議案の3ページ番号2を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、営農型太陽光発電設備を設置するため、使用貸借権を設定し、一時転用するものであります。
続いて、議案補足資料13ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川市総合防災センターから東へ約3kmに位置します。
次に、資料14ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には営農型太陽光パネルが設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料15ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料17ページ及び18ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし15ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が4件、利用権設定の賃貸借が14件、利用権移転の賃貸借が1件、合計は19件となります。

地区別の内訳でございますが、所有権移転の4件は、永山地区が1件、東旭川地区が3件となっております。

利用権設定の14件は、東鷹栖地区1件、江神地区2件、西神楽地区9件、東旭川地区2件となっております。

利用権移転の1件は、永山地区となっております。

集積面積は、所有権移転が11.2ha、利用権設定の賃貸借が35.1ha、利用権移転が3.2ha、合計49.5haでございます。

内容でございますが、所有権移転の4件は、番号1番は農地保有合理化事業による北海道農業公社による買入れ、番号2番ないし4番は農地移動適正化あっせん事業に基づく売買でございます。

利用権設定の14件は、期間満了による再設定が5件、解約再設定が1件、借主変更が3件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が4件、農地保有合理化事業による貸付が1件でございます。

利用権移転の1件は、借主の経営移譲に伴う、利用権の移転でございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事

項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。

したがって、登記面積の変更や内地番の見直しなどによって、記載される面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは17ページでございます。
西神楽地区、東旭川地区で各1件、合計で2件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第5議案第5号「旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領第8条第2項の規定に基づく参考賃借料について」を上程いたします。
参考賃借料算定協議会会長から報告があります。

○委員（高倉 伸淳） 「旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領」に基づき、前回の改定から3年が経過する来年1月からの参考賃借料について協議するため、算定協議会を設置し、各地区協議会から選出された6名に、相談委員として会長と農

地部会長を加えた計8名を委員とし、10月25日に協議いたしました。

要領において、協議会は協議結果を農地部会に報告し、農地部会は参考賃借料について審議し、決定することとなっておりますため、協議結果を御報告いたします。

詳細は事務局から説明いたしますので、審議・決定をよろしく願いいたします。

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
議案の該当ページは19ページ及び20ページ、議案補足資料は19ページでございます。

協議結果につきましては、議案のとおり参考賃借料の額及び農地区分となりました。

参考賃借料については、基盤整備事業の有無をはじめ、水田活用直接支払交付金の影響が不透明であることを考慮しますと、地区ごとに状況は異なりますが、現行の金額が底値であり、これ以上上げることは好ましくないと判断し、現行の金額から変更しないという結論になりました。

農地区分については資料の19ページをご覧ください。農地区分毎の、10アール当たりの収量の算出方法についての資料です。

収量の算出方法としましては、過去5年間の統計データを元に平均収量を算出し、田においては、水張割合に応じた4つの農地区分毎の収量、畑においては、平均収量と、平均収量からプラスマイナス30kgすることで3つの農地区分毎の収量としております。

また、田の農地区分の地域について、議案20ページに表がございますが、こちらにつきましては、現行のものからの変更はございません。

なお、畑は10アール当たりの収量に基づき、農地区分を市内全てを上中下で分けていることから、区分表はございません。

参考賃借料は、本日の部会で決定されれば、12月中に公表する予定ですが、これはあくまでも参考であり、賃借料は貸主と借主で協議の上、決めていただくこととなります。公表に当たっては、この点がしっかり伝わるよう周知してまいります。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり参考賃借料を決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは21ページないし25ページでございます。
本件につきましては合計5件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区2件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。
日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは27ページないし29ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区1件、西神楽地区4件、東旭川地区2件、合計で7件ございました。
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づ

き、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の31ページを御覧ください。
本件につきましては、東鷹栖地区で2件、江神地区で1件、西神楽地区で1件の計4件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から報告がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を閉会いたします。